

漁民側が修正案出す

水俣
紛争

あつ旋委と話し合いへ

水俣市漁協組合員約二百五十人は二十七日午前九時から同市平の西念寺で二十六日のあつせん案について臨時総会を開いて、協議した結果、漁民としては同案に対する修正案を出しこれをあつせん委側が取上げれば受諾、取上げなければ否決することを決めた。

同漁協組合側の修正案を要約すれば、あつせん案第一項「昭和二十九年以降現在までの漁業被害の追加補償について」の細目①②③にさらに④をつけること、この④は、工場側が漁協側の漁場内に沈滞した下べをしゅん

せつ清掃すること。第二項「今後の漁業被害補償について」はあつせん案の毎年額二百万円を修正案として浄化装置完成まで年額四百万円とする。またこれが完成後も被害が認められた場合は工場側は漁協側の交渉に応ずること。第二項の「埋立地問題」では工場側は漁場をしゅんせつした下べで埋立工事を行ない、三カ年以内に完成しないときは契約時にさかのぼり違約金年額五百万円を支払うこと——などとなっている。

結局これら修正案をあつせん委が

取上げればあつせん案を受諾、取上げなければ否決することを決めた。二十八日午前九時から市役所であつせん委員会と同修正案について話し合いを行なうことを決め、午後四時半散会した。